

丸亀市入札心得
(電子入札案件用)

(総則)

第1条 市の建設工事に係る制限付き一般競争入札及び指名競争入札並びに測量・建設コンサルタント業務等に係る指名競争入札を行うもののうち、電子入札システム(本市が行う入札に関する事務を本市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。以下同じ。)による入札(以下「電子入札」という。)を行う場合における入札その他の取扱いについては、法令(条例等を含む。)及び指示事項に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(一般的事項)

第2条 制限付き一般競争入札又は指名競争入札に参加できる者(以下「入札参加資格者」という。)は、制限付き一般競争入札においては制限付き一般競争入札に参加できる者として市長の確認通知を受けた者とし、指名競争入札においては市長から当該入札につき、指名通知を受けた者とする。

2 入札参加資格者又は代理人(入札参加資格者から委任を受けた者。)(以下「入札者」という。)は、契約条項、設計図書、仕様書、現場等を熟知して、入札しなければならない。この場合において、設計図書等について質問があるときは、仕様書等に定められた日までに、工事等については文書により、その他については口頭により、担当課の説明を求めることができる。

(工事に係る入札の参加)

第3条 入札は、かがわ電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を使用して行うものとする。

2 入札参加資格者が初めて電子入札システムを利用する場合(登録済み事項の変更の場合を含む。)および新たに電子証明書(電子入札システムの利用に必要なICカード等をいう。以下同じ。)を取得した場合には、電子入札システムに利用者登録を行わなければならない。

3 電子証明書は、丸亀市に対し入札参加資格審査申請を行い、企業IDおよびパスワードの交付を受けている企業(支店、営業所等が入札参加資格審査申請を行っている場合は、その支店、営業所等)の代表者の名義のものに限るものとする。

4 制限付き一般競争入札又は指名競争入札において、主任技術者又は監理技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項に規定する工事の場合は、専任の主任技術者又は監理技術者をいう。以下同じ。)を工事現場に配置することができない者は、入札に参加できない。

5 入札者は、工事費内訳書を電子ファイルとして作成し、入札を執行する者(以下「入札執行者」という。)が提示を求めた場合には、電子入札システムにより入札書に添付する方法により提示しなければならない。

(入札の辞退)

第4条 入札者は、電子入札システムによる入札書を提出するまでは、電子入札システムにより入札辞退届を提出することにより、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札書提出締切日時になっても入札書が電子入札システムに未到達であり、かつ、入札参加者からの連絡がない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

3 前2項の規定により、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札執行者は、入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき又は緊急やむを得ない理由により、入札を執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札者の数が2に達しない場合は、当該入札は中止するものとする。ただし、制限付き一般競争入札においては、入札参加資格を有する者の数が2に達しない場合に中止するものとする。

3 システム障害等により、入札を行うことができない場合においては、市長の指示に従わなければならない。

(入札等)

第7条 案件の発注に当たって電子入札で行う旨を指定した案件（以下「電子入札案件」という。）は、電子入札システムで処理することとし、原則として、紙による申請書（添付書類を除く。）や入札書の提出は認めないものとする。

2 代理人が入札しようとするときは、入札開始前に市長あての委任状を入札執行者に提出しなければならない。

3 入札者は、当該入札において他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

4 提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができない。

(入札金額等の記載要領)

第8条 契約の際には、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、入札者は、次の各号に掲げる要領で金額を記載しなければならない。

(1) 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入力すること。

(2) 入札書の金額欄には、アラビア数字を用いること。

(無効な入札)

第9条 次に掲げる各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 入札保証金を要する場合において、これを納入しない者又はその金額に不足のある者のした入札
 - (3) 同一人がした二以上の入札
 - (4) 市長が提出を求めた証明書等を提出しなかった者の入札
 - (5) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字を誤脱し、若しくは不明な入札
 - (6) 明らかに連合によると認められる入札（談合の事実が明らかと認められる入札）
 - (7) 代理人で委任状を提出しない者又は二以上の者の代理をした者の入札
 - (8) 所定の日時までには到達しなかった電子入札システムによる入札
 - (9) 電子証明書を取得していない者がした入札
 - (10) 電子入札システムの不正利用及びＩＣカード等の不正使用により行った入札
 - (11) 前各号に定めるもののほか、丸亀市契約規則（平成17年規則第48号。以下「規則」という。）又は特に指定した事項に違反した者の入札
- （失格）

第10条 次に掲げる各号のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 次条第1項の規定に基づき、再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額で入札をした者
 - (2) 最低制限価格を設けた場合において、開札の結果最低制限価格に満たない金額で入札をした者
 - (3) 第13条第4項の規定により、契約を締結することが著しく不適當であると認められた金額で入札をした者
- （再度入札）

第11条 入札執行者は、初回の入札の結果落札者がいない場合に、直ちに再度入札をする旨の宣言をして入札を行う。この場合において、初回の入札の際に第9条各号並びに前条第2号の規定に該当する入札をした者は、再度の入札には参加することができない。

2 入札執行回数の限度は、原則として初回の入札及び再度の入札の2回とする。
（落札者の決定）

第12条 落札者は、予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者とする。ただし、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。

2 入札執行者は、落札者が決定した場合に、その結果をすべての入札参加者に通知するものとする。

3 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに、別に定める電子くじにより落札者を決定する。

4 予定価格の範囲内の最低価格の入札があった場合においても、その価格で契約を

締結することが著しく不適當であると認められるときは、次に掲げる各号のいずれかによるものとする。

(1) 予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

(2) 入札執行者は特に必要な場合には、当該入札を保留とした上、丸亀市契約審査委員会の意見を徴し、落札者又は新たな入札執行を決定することができる。

(工事費内訳書の提出)

第13条 予定価格の事前公表をした入札において、当該入札に係る工事費内訳書の提出を市長から求められた入札参加業者は、工事費内訳書を電子ファイルとして作成し、電子入札システムにより入札書に添付する方法により提出しなければならない。

(契約書の提出)

第14条 落札者は、当該落札した契約について所定の契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、工事等に係る契約については着手届と共に総務部庶務課若しくは契約担当者に提出しなければならない。この場合において、工事等の契約に係るこれら以外の諸書類は、当該工事の所管課に提出しなければならない。

(議会の議決に付すべき契約)

第15条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第52号）の規定により、議会の議決に付すべきものについては、落札決定後仮契約を締結し、丸亀市議会の議決を得た場合において、契約が成立する。

(工事に係る契約保証金の納付)

第16条 落札者は、契約を締結する前に契約保証金を納付しなければならない。

2 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額でなければならない。

3 契約担当者は、契約金額の増減があった場合は、その増減の割合にしたがって契約保証金を増減することができる。

4 契約保証金には利子を付さないものとする。

5 契約保証金の納付は、金融機関又は保証事業会社の保証をもって代えることができる。

(工事に係る契約保証金の減免)

第17条 契約担当者は、次に掲げる場合において必要があると認めるときは、前条の規定に関わらず契約保証金を減額又は免除することができる。

(1) 落札者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 指名競争入札又は随意契約を締結する場合において、契約金額が500万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(4) 市長が特に必要がないと認めたとき。

(工事以外の場合の保証人)

第18条 工事以外の契約において、落札者は規則第36条の規定により、原則として保

証人を立てなければならない。

(異議の申立て)

第19条 入札者は、入札以後、この心得、設計図書、契約書案、現場等その他入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(施行期日)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日等)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の丸亀市入札心得（電子入札案件用）は令和元年10月1日から適用する。